

妊娠中・産後1ヶ月までの医療費を助成します！

臼杵市妊産婦医療費助成制度

臼杵市では、妊産婦の方が安心して子どもを産み育てる環境づくりのために、保険適用による医療費の自己負担額を助成します。



- 【対象者】 臼杵市に住民票がある妊婦及び産婦
(健康保険に加入していること)
- 【対象期間】 母子健康手帳の交付を受けた(または転入した)月の翌月初日から出産(流産及び死産を含む)した日の翌月の末日まで(転出する方は、転出日の前日まで)
- 【助成内容】 妊産婦が診療を受けた際の医療費のうち、「保険適用分の自己負担額」を助成します。
※助成費用は、医療費の自己負担額より高額療養費、付加給付金、他の法令などで給付されるものを控除した残りの費用。

【助成対象にならないもの】

- 健康診断料、通常分娩費、予防接種、証明料など保険が適用されないもの
- 入院時の食事療養費及び入院時の生活療養費
- 交通事故などの第三者行為の場合

※令和5年4月1日以降に出産した方は、出産に伴う入院期間にかかった費用が対象外となります。

- 【助成方法】 医療機関(歯科医院・調剤薬局含む)の窓口でいったん医療費を支払い、後日申請していただく償還払い。
- 【申請期間】 診療月の翌月から1年以内(診療月の翌年同月末日まで)に申請してください。

【申請時に必要なもの】

- ・母子健康手帳
- ・健康保険証
- ・ご本人名義の通帳
- ・医療機関等の発行した領収書(原本)
(領収書をなくされた場合は、医療機関での証明が必要)

該当する領収書をまとめて申請できます。

- 【申請場所】 臼杵庁舎 子ども子育て課窓口(ちあぼーと内)
野津庁舎 市民生活推進課5番窓口(1階)
※「申請時に必要なもの」をご持参ください。

【助成金の支払い時期・方法】

- ・申請内容を審査のうえ、原則として申請した翌々月に指定の口座に振り込みます。